

障害福祉サービス事業 障害児通所支援事業 等 指定申請の手引き

この手引きは、障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業等の指定を受けるために必要な要件や、手続の方法を説明したものです。申請を行う前に必ずお読み下さい。

担当者との相談を希望される場合には、事前に電話にて日時を調整してから御来庁ください。

令和3(2021)年6月
栃木県保健福祉部障害福祉課

【問合せ先】

障害福祉課福祉サービス事業担当

TEL 028-623-3029 / 3059 FAX 028-623-3052

[ホームページへのアクセス方法]

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「子育て・福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」

このページは空白です

【指定権限・問い合わせ先について】

宇都宮市又は栃木市で施設・事業所を開設する場合、事業者の指定を宇都宮市（中核市のため）又は栃木市（特例条例による権限移譲のため）が行う場合があります。

問い合わせ先については、以下の表を参考にしてください。

また、支給決定に関することについては、各市区町村にお問い合わせください。

指定権限 問い合わせ先	施設・事業所の所在地		
	宇都宮市	栃木市	左記以外
障害福祉サービス 障害者支援施設 一般相談支援	宇都宮市①	栃木市	栃木県
障害児通所支援	宇都宮市②	栃木県	
障害児入所施設	栃木県		
計画相談支援 障害児相談支援	各市町		

○栃木県の連絡先（所在地：〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20）

栃木県保健福祉部 障害福祉課 福祉サービス事業担当

TEL:028-623-3029 / 3059 FAX:028-623-3052

※課の代表電話番号ではなく、福祉サービス事業担当宛て御連絡願います。

○宇都宮市の連絡先（所在地：〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5）

①宇都宮市保健福祉部 保健福祉総務課 法人・施設グループ

TEL:028-632-2918 FAX:028-639-8825

②宇都宮市子ども部 子ども未来課 法人・児童福祉施設グループ

TEL:028-632-2943 FAX:028-638-8941

○栃木市の連絡先（所在地：〒328-8686 栃木市万町 9-25）

栃木市保健福祉部 福祉総務課 検査指導係

TEL: 0282-21-2237 FAX: 0282-21-2682

目 次

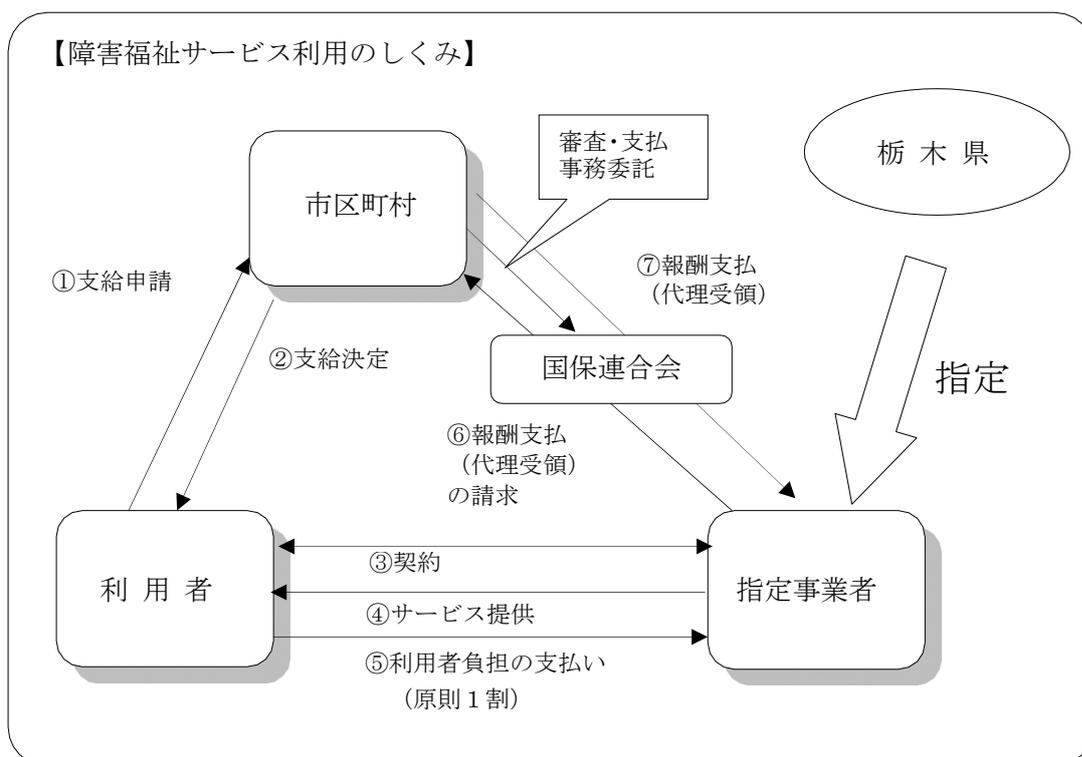
I	概要	1
1	指定事業者	
2	指定の必要なサービス種類	
3	指定の要件	
II	指定申請について	3
1	指定申請のスケジュール	
2	提出書類	
3	申請先	
4	申請に係る留意事項	
5	介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出	
6	障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業）開始の届出	
III	指定の変更・廃止等について	7
1	指定内容及び加算に係る変更届出	
2	変更指定申請	
3	指定の有効期間及び指定更新申請	
4	廃止・休止等の届出	
IV	障害福祉サービス関係研修について	9
V	事業所運営に係る留意事項	9
1	不正請求の防止について	
2	障害福祉サービス等情報公表制度について	
3	障害者虐待の防止について	
4	事故等発生時の報告について	
5	非常災害（風水害）対策計画等の作成について	
6	令和3（2021）年度基準条例の改正に係る留意事項について	
7	実地指導について	
8	障害福祉サービス等事業者説明会について	
9	給付費の請求について	
参考	指定基準等一覧	15

I 概要

1 指定事業者

指定事業者とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、栃木県が指定した障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者等のことです。

指定事業者は、支給決定を受けた障害者又は障害児に対しサービスを提供した場合に、サービスに要した費用について、利用者に代わって受領することができます。



2 指定の必要なサービス種類

栃木県知事の指定が必要な障害福祉サービス事業等は次のとおりです。

〈障害者総合支援法に基づくサービス〉

障害福祉サービス

【介護給付費】

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○療養介護 ○生活介護
- 短期入所 ○重度障害者等包括支援 ○施設入所支援

【訓練等給付費】

- 自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援
- 就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 ○就労定着支援 ○自立生活援助
- 共同生活援助

一般相談支援

【地域相談支援給付費】

- 地域移行支援 ○地域定着支援

〈児童福祉法に基づくサービス〉

障害児通所支援

【障害児通所給付費】

- 児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス
○居宅訪問型児童発達支援 ○保育所等訪問支援

障害児入所支援

【障害児入所給付費】

- 福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設

3 指定の要件

事業者・施設の指定は、

- ・法人格を有すること
- ・人員基準、設備基準を満たすこと
- ・運営基準に従って適正に運営ができること

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行います。

(1) 指定基準について

サービス種類ごとに以下の3つの視点から、指定基準(基準条例)が定められています。

- 人員基準(従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準)
- 設備基準(事業所に必要な設備等に関する基準)
- 運営基準(サービス提供に当たって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準)

☆指定基準は利用者に対する支援を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、各事業者は常にその運営の向上に努めなければなりません。

(2) 最低基準について

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)については、指定基準のほか、最低基準も満たす必要があります。

また、障害者支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターについても、指定基準のほか、最低基準を満たす必要があります。

指定基準・最低基準・解釈通知等については、P15 をご覧いただいた上で、栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等で御確認ください。

各事業者は、指定を受けた以降も指定基準・最低基準を遵守しなければなりません。
栃木県は、指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者に対して、改善勧告、改善命令、指定取消し等の行政指導・行政処分を行うことができます。
また、指定基準が守られていない場合、報酬の減算などのペナルティが課される場合があります。

Ⅱ 指定申請について

1 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月 1 日を基本とします。

申請書の提出期限は、指定を受けようとする月の前々月の末日です。

※6月1日に指定を受けたい場合、4月30日が申請書の提出期限です。

〈申請から指定までの主な流れ〉

	時期	内容等
①事前相談 ※事前に担当者と電話にて日時を調整してから来庁してください。	随時	・事業計画等について、お尋ねするとともに、申請手続等について御説明いたします。 ・来庁の際は、事業計画書・使用予定の建物の図面等を御持参ください。
②申請書提出	<u>指定を受けようとする月の前々月の末日まで</u>	・申請書類一式を御提出ください。 ・不備が多い場合は受理できない場合があります。 ・提出は郵送（必着）でも構いません。
③審査	指定予定月の前月	・各サービスに係る指定基準等を満たしているかどうかの審査を行います。 ・書類の補正等を指示する場合がありますので、速やかに対応願います。
④指定		・審査の結果、指定要件を満たしている場合は、指定指令書を送付します。 ・指定された事業者の情報については、栃木

		県公報に掲載するとともに、栃木県ホームページの事業所一覧に掲載します。
--	--	-------------------------------------

2 提出書類

申請の際に必要な書類は、主として①申請書、②付表、③参考様式、④その他添付資料ですが、サービス種類によって異なりますので、栃木県ホームページに掲載している提出書類一覧を参照ください。申請書様式等も栃木県ホームページに掲載しています。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「子育て・福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」

〈障害者総合支援法に基づくサービス〉

…事業者指定関係「障害福祉サービス事業指定申請及び変更届に関する提出書類について」

…事業者指定関係「指定一般相談支援事業者の指定等に係る手続きについて」

〈児童福祉法に基づくサービス〉

…事業者指定関係「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等指定申請及び変更届、指定の更新等に関する提出書類について」

※申請書の余白に連絡先メールアドレスを記載願います。(指定後、栃木県から事業者宛ての通知等の連絡先となります。)

3 申請先

栃木県保健福祉部障害福祉課 福祉サービス事業担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20

TEL 028-623-3029 / 3059 FAX 028-623-3052

4 申請に係る留意事項

(1) 指定要件（指定基準）の確認について

障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者等として指定を受けるためには、指定基準（栃木県条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準）を満たさなければなりません。

事前に必ず熟読し、理解した上で申請してください。

指定基準・最低基準・解釈通知等については、P15 をご覧いただいた上で、栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等で御確認ください。

(2) 関係法令の適合状況の確認について

事業所の設置や運営に当たっては、建築基準法、消防法などの関係法令を遵守する必要があります。許可や届出等の必要性の有無は各法を所管する行政機関に相談・確認を行い、必要な手続きを必ず行ってください。

指定の審査に当たっては、使用する建物の建築基準法等への適合状況を確認させていただきますので次の書類を提出してください。

〈建築基準法関係〉

- ・新築建物の場合
 - 検査済証の写し
- ・既存建物で用途変更が必要な場合
 - 用途変更の手続きが完了したことが分かる書類
- ・既存建物で用途変更が不要な場合
 - 建築基準法を所管する行政機関（市役所の建築課等）に相談した結果を相談結果記録書（任意様式）にまとめ、提出してください。
※相談日、担当課・担当者名、手続きが不要な理由（面積が 200 m²以下のため等）は必ず記載してください。

〈消防法関係〉

- ・防火対象物使用開始届の写し
 - ・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写し（スプリンクラー設備等を設置した場合）
- ※いずれも消防署の受付印がある書類の写しを提出してください。

また、事業内容等に応じ確認の必要がある場合、各法の許可証等の写しを提出いただく場合がありますので、御了承ください。

〈具体例〉

- ・関係法令に基づく許可・届出が必要な生産活動を行う場合
（食品を扱う場合→食品衛生法、クリーニング業を行う場合→クリーニング業法、リサイクル業を行う場合→廃棄物の処理及び清掃に関する法律、古物営業法 など）
- ・通院等乗降介助を行う場合 → 道路運送法の事業許可
- ・従業者の労務管理、労働保険・社会保険について → 労働基準法 など

（3）法人の登記事項証明書に係る事業目的の記載について

申請書の添付書類として、法人の登記事項証明書を添付いただきますが、登記事項証明書の「目的等」の項目には申請を行う事業が記載されていることが必要です。登記事項証明書に申請を行う事業の記載がない場合、原則として申請書の受理はできません。

なお、就労継続支援A型の申請については、次の点についても御留意ください。

- ・添付書類として、登記事項証明書に加え、定款についても提出が必要です。
- ・就労継続支援A型事業者は、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、登記事項証明書及び定款の事業目的の中に当該A型事業で行う事業目的以外で社会福

祉事業※に該当しない事業目的が記載されている場合、原則として申請書の受理はできません。

※社会福祉法第2条に掲げる「第1種社会福祉事業」及び「第2種社会福祉事業」に該当するものをいう。

〈記載例〉

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」

(4) 事業所の開設準備について

次の場合等は原則として指定申請書の受理はできませんので、御留意ください。

- ・人員基準に定める従業者の確保ができていない場合。
- ・事業所が工事中である場合やサービス提供に必要な備品等が納入されていない場合。
- ・関係法令の許可、協議等が整っていない場合。

また、指定時には人員・設備だけでなく運営面においても準備が整っている必要があります。従業者の雇用関係の書類（雇用契約書等）、勤務管理を行う書類（タイムカード、出勤簿、シフト表等）や個別支援計画の様式、サービス提供記録の様式等の書類を備えておく必要があります。

(5) 欠格事由について

申請者・開設者（又は法人役員等）が障害者総合支援法・児童福祉法に規定する欠格事由に該当する場合は、指定を受けることができません。

5 介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出

指定申請時に、利用者にサービスを提供した場合に受領できる介護給付費、訓練等給付費、障害児通所給付費等（以下「給付費」という。）の算定に係る体制について届け出る必要があります。

基本報酬のほかに各種加算を算定する場合、あらかじめ栃木県に届出なければ算定できない加算がありますので、御留意ください。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。（指定申請と同ページ。）

また、届出事項については、利用料に係る情報として各事業所等において掲示するなどして利用者・保護者等に対して周知してください。

〈障害福祉サービス等報酬〉

障害福祉サービス等報酬とは事業者が利用者にサービスを提供した場合に、その対価と

して事業者を支払われるサービス費用です。報酬額のうち、障害者等の負担能力に応じた額（当該額よりも報酬額の1割相当が低い場合には、1割相当の額）を利用者が負担し、残りが給付費として支給されます。

障害福祉サービス等報酬は厚生労働大臣が定める基準（報酬告示）により規定されており、提供するサービスごと、サービスによっては利用者の状況等に応じて「単位」が決められています。また、事業所のサービス提供体制等に応じて単位数が加算・減算される仕組みとなっています。

報酬算定のための要件等は報酬告示のほか、留意事項通知、Q&A等により定められています。報酬告示や留意事項通知等については、P16をご覧ください。厚生労働省ホームページ等で御確認ください。

なお、単位は原則的には「1単位=10円」で計算されますが、地域ごとの人件費の差を調整するため、「地域区分」ごとに上乗せ割合が設定されています。各市町の地域区分は介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書に添付いただく介護給付費等（障害児通所・入所給付費）の算定に係る体制等状況一覧表に記載しています。

6 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業）開始の届出

障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、障害児通所支援事業等を開始する場合は、障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、あらかじめ栃木県に届出を行う必要があります。各事業の指定申請を行う際に、あわせて開始届を提出してください。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。（指定申請と同ページ。）

Ⅲ 指定の変更・廃止等について

1 指定内容及び加算に係る変更届出

(1) 指定内容の変更手続きについて

指定事業者は事業所や運営法人の名称・所在地、法人代表者・管理者・サービス管理責任者等に変更があった場合は、変更の日から10日以内に変更届出書を提出する必要があります。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。（指定申請と同ページ。）

※電話・FAX番号、メールアドレス等の変更は届出事項ではありませんので、変更届出書の提出は不要ですが、電話やメールによりお知らせください。（支給決定市町にも連絡してください。）

(2) 加算内容の変更手続きについて

新たに加算を算定する場合、加算の内容に変更がある場合、加算の算定を終了する場合は介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要です。（届出を必要とする加算に限る。）

毎月 15 日までに届出があったものについては翌月から、16 日以降の届出に関しては翌々月からの適用となります。(新たな加算の算定、上位の加算区分への変更の場合。)

加算の算定の終了、下位の加算区分への変更の場合は、16 日以降の届出であっても該当月からの適用となります。

なお、加算の算定については、あらかじめ届出が必要な加算と届出を要しない加算があります。報酬告示の中で「・・・に適合している（実施している）ものとして都道府県知事に届け出た・・・」と記載のあるものはあらかじめ届出が必要な加算です。詳しくは報酬告示をご覧ください。

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。(指定申請と同ページ。)

2 変更指定申請

以下のサービスについて、利用定員を増やしてサービス量・支援量を増加させる場合、又は入所定員を増加させる場合は変更指定申請が必要となります。(利用定員・入所定員を減少させる場合は変更届出。)

変更指定日は、毎月 1 日を基本とします。変更指定申請書は変更する月の前々月の末日までに提出してください。

必要書類は栃木県ホームページをご覧ください。(指定申請と同ページ。)

障害者総合支援法に基づくサービス：生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型
児童福祉法に基づくサービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

3 指定の有効期間及び指定更新申請

指定の有効期間は、6 年間です。指定指令書に有効期間が記載されていますので、指定有効期間が終了するまでの間に、指定更新の手続きを行う必要があります。

栃木県では原則として、各事業者に指定更新のお知らせ等はしておりませんので、指定有効期限は各事業者において管理してください。指定有効期限を過ぎた場合、給付費の請求ができなくなりますので御留意ください。

栃木県では指定更新申請の提出期限を指定の有効期限の 2 か月前としておりますので、期日までに提出をお願いします。必要書類は栃木県ホームページをご覧ください。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「子育て・福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」
(障害者総合支援法に基づくサービス)

・・・事業者指定関係「指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に関する提出書類について」

・・・事業者指定関係「指定一般相談支援事業者の指定等に係る手続きについて」

(児童福祉法に基づくサービス)

・・・事業者指定関係「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所等指定申請及び変更届、指定の更新

等に関する提出書類について」

4 廃止・休止等の届出

事業所が廃止・休止・再開する場合は届出が必要です。廃止・休止しようとするときは廃止・休止の1か月前までに、再開したときは再開の日から10日以内に、廃止・休止・再開届出書を提出してください。

また、廃止・休止届には、現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名、希望サービス、異動先事業所等を記載したリスト（任意様式）を添付してください。

なお、休止期間は原則6か月以内です。6か月以内に再開が見込まれない場合（再開に向けた対応策がとられていないなど）は、廃止を検討の上、廃止届を提出してください。（再度、指定を受けることは可能です。）

提出書類の様式等は栃木県ホームページに掲載しています。（指定申請と同ページ。）

IV 障害福祉サービス関係研修について

人員基準等で配置が求められる従業者の中には必要な研修を修了しなければ、要件を満たさないものがあります。（サービス管理責任者等）

障害福祉サービス関係研修については栃木県ホームページをご覧くださいとともに、各研修の開催日程、受講費用等につきましては、研修を実施する各事業者にご直接お問い合わせください。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「子育て・福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」
…お知らせ「障害福祉サービス関係研修について」

V 事業所運営に係る留意事項

1 不正請求の防止について

近年、栃木県では毎年のように給付費の不正請求を事由とした行政処分を行っています。

また、行政処分に至らない場合であっても、実地指導等において発覚した不適正な給付費の請求について、返還を指導するケースが多数あります。

⇒以下の点に留意の上、適正な事業所運営・給付費請求事務を行ってください。

- ・報酬告示、留意事項通知、Q&A等を十分理解し、算定要件等を把握した上で請求事務を行うこと。
- ・架空請求はもつてのほか、利用者のサービス利用状況等について、適正な管理を行うこと。（必要な記録等が整備されていない場合、報酬算定を認めない場合があります。）

・各種「減算」適用の有無を把握し、減算事由に該当する場合は、直ちに適用すること。(指定基準を理解していないと減算適用の有無も分かりません。)

減算事由例：サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）欠如減算、定員超過減算、個別支援計画未作成減算

※長期間にわたり職員等の欠如が続く場合、サービスの休止・廃止を検討すること。

☆給付費の支給決定を受けているのは、障害者又は障害児の保護者です。各事業者が毎月、給付費を各支給決定市区町村に（国民健康保険団体連合会を通じて）請求・受領しているのは代理受領を行っているからです。

給付費の請求に際しては、障害者又は障害児の保護者に代わって給付費を請求・受領しているという意識を常に持ってください。

誤った請求 = 不正請求 です。

栃木県は、不正請求を行った指定事業者に対して、指定取消し等の行政処分を行うことができます。

2 障害福祉サービス等情報公表制度について

(別紙「障害福祉サービス等情報公表制度について」を必ずご覧ください。)

障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることを目的として平成 30(2018)4月から障害福祉サービス等情報公表制度が創設されました。

指定事業者は、障害福祉サービスの内容等を独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システムを通じて栃木県知事に報告する義務があります。報告方法等は別紙をご覧ください。

3 障害者虐待の防止について

(別紙「障害者虐待の防止について」を必ずご覧ください。)

栃木県では平成 29(2017)年度に県内の障害者福祉施設において、障害・暴行事件が発生したことから、障害者福祉施設従業者等による虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。

指定事業者においては、虐待の未然防止のため、栃木県が実施する研修を積極的に受講するとともに、虐待（疑いも含む）を発見した場合、必ず通報するようお願いいたします。

4 事故等発生時の報告について

指定障害福祉サービス等の提供中（通所事業所については、送迎時を含む。）に事故及び事件が発生した場合は、直ちに栃木県に電話により第一報を入れ、その後速やかに事故報告

書（任意様式）を提出してください。

提出は個人情報漏洩防止のため、原則として郵送で行ってください。FAX を利用する場合は、関係者の氏名等の個人情報を塗りつぶした上で送信し、送信後、電話で氏名等をお知らせください。

また、支給決定市区町村にも第一報として電話連絡を行い、報告書等の提出はその市区町村の指示に従ってください。

報告を要する案件については、以下を参考にしてください。軽微な事故や誤薬については報告不要です。

- ・死亡（病気等によるものは不要）、骨折、誤嚥、所在不明、触法行為
- ・食中毒、感染症の集団発生（概ね 10 名以上の集団発生）
- ・個人情報の漏洩、利用者の不利益につながる職員の犯罪行為等
- ・その他、利用者の生命身体に重大な影響を及ぼす事故

※食中毒、感染症の集団発生は、保健所等への報告等についても適切に対応してください。

なお、事故報告書の様式は任意のもので構いませんが、記載に当たっては以下の点に御留意ください。

- ・被害者、発生日時、事故等の状況、対応、経過、保護者・支給決定市区町村等への連絡状況を整理して記載すること。
- ・特に、被害者については、氏名、年齢（生年月日）、支給決定市区町村、障害種別、障害支援区分、障害者手帳の種類及び程度を記載すること。
- ・再発防止策を記載すること。

5 非常災害（風水害）対策計画等の作成について

障害者、障害児を預かる障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児入所施設、障害児通所事業所では、地震や火災、風水害（水害、台風、竜巻等風害、雪害）などへの備えが重要です。

指定事業者は指定基準に基づき、非常災害に関する具体的計画（非常災害（風水害）対策計画）を作成する必要があります。（訪問系サービス、相談支援事業所を除く。）

栃木県では非常災害（風水害）対策計画の作成例を栃木県ホームページに掲載していますので、新たに非常災害（風水害）対策計画を作成する際や既存計画の見直しの際に、この作成例を参考として、自らの施設の実情に適合したより良い計画を作成いただくようお願いします。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「子育て・福祉・医療」→「障害者」→「障害福祉サービス」→「事業者の方へ」

・・・お知らせ「障害児者福祉施設・サービス事業所における風水害対策計画の作成例について」

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など市町の地域防災計画に記載のある施設等については、避難確保計画の作成と市町への提出が義務となっていますので、十分御留意ください。（詳細については、市町の防災担当部局にお問い合わせください。）

6 令和3（2021）年度基準条例の改正に係る留意事項について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、県の基準条例も以下のとおり改正を行いました。

【主な改正内容】

- (1) 虐待防止対策の強化について
利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じること。（R4.3.31までの経過措置あり）
- (2) 感染症対策の強化について
感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）を実施すること。（R6.3.31までの経過措置あり）
- (3) 業務継続に向けた取組の強化について
感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を行うこと。（R6.3.31までの経過措置あり）
- (4) 身体拘束等の適正化について
身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じること。（R4.3.31までの経過措置あり）
- (5) ハラスメント対策の強化について
適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行うこと。 など

上記内容の中には経過措置が設けられているものもありますが、利用者への適正なサービス提供の観点から、指定事業者においては、速やかに実施等していただくようお願いします。

7 実地指導について

栃木県では指定を受けた事業所における指定基準の適合状況や給付費の請求状況、利用者処遇等を確認するため、障害者総合支援法・児童福祉法に基づく実地指導を定期的に行っています。

新規に指定を受けた事業所については、原則として、指定を受けた年度の翌年度に実地指導を実施します。日程や事前提出資料、準備いただく資料等については、個別に連絡させていただきます。

8 障害福祉サービス等事業者説明会について

栃木県では指定事業者に対し、制度の変更点や事業実施上の留意事項等を周知するための説明会を例年3月に実施しています。開催日程等はメールにより御案内しますので、積極的に御参加ください。

なお、過去の説明会の資料を栃木県ホームページに掲載していますので、事業所運営の参考としてください。

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「子育て・福祉・医療」→「社会福祉・地域福祉」→「指導監査」

…事業者向け説明会（集団指導）

9 給付費の請求について

給付費の請求は、市町から審査・支払事務の委託を受けた栃木県国民健康保険団体連合会に対し行います。

請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットにより行って下さい。給付費の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日（15日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その後日において休日でない日）となります。

請求の手續等に関することは、栃木県国民健康保険団体連合会にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護相談・障害福祉担当

TEL：028-643-5406 FAX：028-643-5411

※各種照会につきましては、事業所番号が必要となります。お手元に事業所番号が分かる書類等を御用意のうえ、お問い合わせください。

〈インターネット請求の審査等について〉

給付費のインターネット請求においては、栃木県が介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出の内容（報酬区分や加算内容等）を事業所情報として栃木県国民健康保険団体連合会に提供します。

栃木県国民健康保険団体連合会の審査支払等システム内で、事業所から提出された請求データと、栃木県から提供された事業所情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があると、エラーと判定され、支払いができません。（返戻となります。）

介護給付費等（障害児通所・入所給付費）算定に係る体制等に関する届出を行う際は、報酬区分や各種加算等の算定要件をよく御確認いただき、また請求の際は届出の内容に沿っ

て行う必要があります。

また、サービスを利用した障害者や障害児の支給決定に関する事項（支給量等）については、各支給決定市区町村から国民健康保険団体連合会に提供される情報を基に審査支払等システム内で、整合性の点検が行われます。

指定基準等一覧

基準条例や報酬告示等は栃木県ホームページや厚生労働省ホームページ等でご覧いただけます。

【基準条例の閲覧方法】

栃木県トップページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>

→画面上部 テーマから探す→「県政情報」→「公報・例規・統計」→「例規集」

→「栃木県例規集」 閲覧したい条例を五十音順等で検索

【報酬告示・解釈通知・留意事項通知等の閲覧方法】

厚生労働省法令等データベースサービス <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

→閲覧したい告示・通知等を検索

※報酬関係の告示・通知等は電子請求受付システムでもご覧いただけます。

電子請求受付システム <http://www.e-seikyuu.jp/>

→障害者総合支援の請求はこちら →画面上部「請求関係資料」

〈指定基準関係〉

	指定基準等	解釈通知
障害福祉サービス	<p>【指定基準】 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第28号）</p> <p>【最低基準】 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第30号）</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年障発第1206001号）
障害者支援施設	<p>【指定基準】 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第29号）</p> <p>【最低基準】 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年栃木県条例第33号）</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年障発第0126001号）
地域相談支援 （一般相談支援）	<p>【指定基準】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）</p>	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第21号）

	指定基準等	解釈通知
障害児通所支援	<p>【指定基準】 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第34号）</p> <p>【最低基準（児童発達支援センターに限る）】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年栃木県条例第17号）</p>	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第12号）
障害児入所施設等	<p>【指定基準】 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年栃木県条例第35号）</p> <p>【最低基準】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年栃木県条例第17号）</p>	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年障発0330第13号）

〈報酬関係〉

	報酬告示	留意事項通知
指定障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令告示第523号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年障発第1031001号）
指定相談支援（一般相談支援）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省令告示第124号）	
指定通所支援（障害児）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年障発0330第16号）
指定入所支援（障害児）	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）	